

総務委員会記録

とき 令和7年6月5日

国分寺市議会

総 務 委 員 会

令和7年6月5日（木）

○ 出 席 委 員

委 員 長	森 田 たかし
副 委 員 長	小 坂 まさ代
委 員	鈴 木 ちひろ
	木 村 徳
	だ て 淳一郎
	はぎの 英 輔
	新 海 栄 一

○ 審 査 事 項

- 1 議案第42号 国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について

午前 9 時 51 分開会

○森田委員長 おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。



○森田委員長 それでは、審査事項の順に進めてまいります。

まず、議案の審査を行います。

議案第42号 国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

○平原人権平和課長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第42号、国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。議案に沿いまして御説明をしたいと思います。

まず、今回の条例の一部改正につきましては、過日の総務委員会において御報告いたしましたように、令和8年度からの教育センターの管理運営の指定管理者制度への移行予定に伴いまして、男女平等推進センターが管理する一部施設の取扱いについて整理する必要が生じました。この整理といたしまして、指定管理者制度への移行予定を契機に、ひかりプラザ全体の施設管理の効率化を図る観点等から、団体等へ貸出しをしている3つの部屋、具体的には201号室、202号室及び生活実習室を教育センターへ移管し、一体的に管理することを目的としたものでございます。

それでは、議案の新旧対照表に基づきまして御説明をいたします。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。第2条、施設でございますが、先ほど申し上げた3室につきまして、教育センターへ移管するため、本規定から削除するものでございます。

少し飛びまして、2ページから3ページをお願いいたします。こちら、現行の第6条、使用承認から第13条、使用権の譲渡禁止まで、それと4ページの別表につきましても、今回の移管によりまして貸出施設がなくなることから、削除となります。なお、こちらの3つの部屋の使用料につきましては、教育センターへ移管後も変更はございません。

それでは1ページに戻りまして、第3条、休館日及び第4条、開館時間でございます。男女平等推進センターが実施する相談機能、図書機能等、事業に係るものにつきましては、ひかりプラザの休館日であります第2・第4月曜日と年末年始を除き、平日の午前8時半から午後5時まで運営をしております。他方で、男女平等推進センター管理の貸室3部屋につきましては、教育センター管理の貸室と同様に、ひかりプラザ休館日と年末年始以外の午前8時半から午後10時まで開館をしているところでございます。今回の改正によりまして、この貸室部分の管理運営がなくなりますので、事業運営の実情に合わせまして、休館日、開館時間を変更するものでございます。

改めまして、2ページをお願いいたします。第5条は、貸室の移管によりまして、男女平等推進センターに残る機能、取扱いの内容から文言を整理させていただくとともに、利用できる者の定義を男女平等推進条例第2条の定義を引用する形に整理を図ったものでございます。

3ページをお願いいたします。改正条例第6条につきましても、第5条と同様の理由から文言の整理をしてございます。改正条例第7条につきましては、損害賠償の対象を、センター運営の実情に合わせまして「図書資料室の資料」という文言を追加、明確化しているところでございます。

それでは最後に、改正文をお願いいたします。

施行期日でございますが、こちらにつきましては、教育センターの指定管理者制度の導入予定時期に合わせまして、令和8年4月1日としているところでございます。また、経過措置としまして、現行条例第10条ただし書による使用料の返還につきまして、当該事案が生じた場合は、従前の取扱いとするということで規定をしているところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○森田委員長 担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○鈴木委員 御説明ありがとうございました。開館時間についてお聞きしたいと思います。新旧対照表では1ページになります。

これまで、開館時間が午前8時半から午後10時までだったということですが、今回、改正後は新しく午後5時までになるという御説明でした。こちらについて、これまで職員の方々は午後5時ぐらいで退勤だったと思うんですけれども、午後10時までのセンターの開館時間だったということで、この辺、この時間をどういった活用をされていたのか、また今後、午後5時までになると、どのようなことになるのかということをお教えいただきたいと思います。

○平原人権平和課長 今回の改正によりまして、何か現状と変わるというものはございません。これまで、センターのいわゆる事業の運営につきましては午後5時までということで開館をしておりましたし、貸室は先ほど申し上げたとおり午後10時まで開館をしておりましたので、午後10時までということで現行の規定はなっていますけれども、今回の改正により、その貸室部分がなくなりますので、現状と同じく午後5時までの開館ということでございます。ですので、現状と変更はございません。

○鈴木委員 貸室機能があったので、センターは午後5時までとしていたということでしょうか。すいません、もう一度よろしいですか。

○平原人権平和課長 貸室部分がございましたので午後10時までとしておりましたけれども、今回、貸室部分がなくなりますので、午後5時に、実情に合わせるというものでございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。すごくよく理解できました。

これまで、午後10時までセンターが開いていたということで、この間、男女平等推進センターのロビー部分を、夜間、午後10時までであれば開放するといった取組もされていたと思うんですけれども、この取扱いについては、今後はどのようになるのでしょうか。

○平原人権平和課長 今、お話しいただきました運用につきましても、こちらが変わりません。開放するという形になります。

○鈴木委員 開放を引き続き継続していただけるということで、よろしくお願いいたします。これまでも度々指摘させていただいていますが、まだまだ、午後10時までロビーの夜間開放がされているということを知らない市民の方も多くいらっしゃると思いますので、周知のやり方について、今回、条例の改正もありますので、もう一度考えていただければなと思います。よろしくお願いいたします。

○森田委員長 よろしいでしょうか。ほかに。

○木村委員 これまで、いわゆる複合施設として、男女平等推進センターは市長部局の管轄で、教育センターは教育委員会の管轄だったところが、男女平等推進センターも教育センターの管轄になるということは、いわゆる教育委員会の管轄になるということではないんですね。

そうすると、この施設で市長部局が所管する部分って、どこが残るんですか。

○平原人権平和課長 こちら、今回の改正条例の第2条で施設の定義をしてございますが、新旧対照表で

は略されておりますけども、残る機能としましては、図書資料室、それから相談室、談話室、こちらの3つの部屋といいますか機能が残りますので、こちらは引き続き市長部局のほうで管理をしていくということになります。あと、併せまして、ひかりスポーツセンターのほうも市長部局のほうの管理になります。

○木村委員 分かりました。引き続き、市長部局と教育委員会が共に運営に関わる、複合施設の位置づけは変わらないと。中身が変わるといえるか、所管の一部が変わるといえることで、そうすると、共用部分、例えば廊下、トイレとか、給湯室とか、そういう部分というのはどちらが管理監督すべき立場なのか、その辺も明確にしておくべきかなと思いますが、いかがでしょうか。

○平原人権平和課長 今、委員がお話しの共用部分につきましては、これまでも教育委員会、社会教育課のほうの管理ということでございます。今後は指定管理者制度の導入予定ということでございますので、指定管理者が担うものというふうに理解をしているところでございます。

○木村委員 1階の事務室というんでしょうか、受付というか、あそこはそうすると、指定管理者の職員の方がそこに詰めるんでしょうけど、あれはどちらの管理になるんでしょうか、行政的には。

○平原人権平和課長 今、お話しいただきました1階の事務室部分につきましては、教育委員会、社会教育課のほうの管理ということになるかと思えます。

○森田委員長 よろしいでしょうか。ほかに質疑はございますか。

○小坂委員 今回の改正により、登録団体のほうに実際にどのような変更があるのかというのを確認させていただきたいと思えます。

登録ですとか、部屋の予約、また料金は変更ないということでしたが、ホームページ等によりますと、登録団体は施設の使用料が免除というのが記載されております。このあたりについて、御説明をお願いいたします。

○平原人権平和課長 今回の改正に伴いまして変更になる部分につきましては、お話しいただきました男女平等推進センターの登録団体の施設予約の時期につきまして変更が生じます。これまでは、男女平等推進センターの施設というところで、この3つの部屋につきましては、少し時期を早めた優先的な予約の開始というものがございましたけども、この改正に伴いまして、それはなくなる形になります。他の一般団体と同じような予約の取り方ということになります。それ以外は変更ございません。

○小坂委員 教育センター扱いになっても、登録団体が部屋を使う場合には、使用料が免除扱いになるという理解でよろしいでしょうか。

○平原人権平和課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○小坂委員 ありがとうございます。分かりました。

そういった変更についての登録団体の方への御説明についてもお伺いをいたします。

○平原人権平和課長 今、申し上げた内容につきましては、登録団体宛てにお知らせを配布するとしていくところでございます。また指定管理者が決まりましたとか、そういった時期が来ましたら、改めて御報告をしたいというふうに思っております。

○小坂委員 既に、資料等を配布していただいているとのことですが。今後も御説明など、丁寧な御対応をお願いしたいと思います。以上です。

○森田委員長 ほかに。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 なしということで、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○森田委員長 全員賛成。よって本案は原案のとおり可決されました。

_____ ◇ _____

○森田委員長 次に報告事項ですが、行政側からは報告事項はないと伺っております。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 それでは、以上で報告事項を終わります。

以上で、本日の総務委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前10時05分閉会